

3月22日以降の対策について

緊急特別要請終了 → 再拡大防止期間

- ▽ 2月1日からの**緊急特別要請**等を通じて、本県の感染状況や医療への負荷等は**改善基調**へ
- **緊急特別要請を終了**、対策の一部緩和を行うとともに、**年度替わり時期の人流活性化等にも配慮**
- **4月10日**までを「**再拡大防止期間**」として、**感染抑制と社会・経済活動との両立**を図るための取組を継続

緊急特別要請 (2/1-3/21)

▶ 基本的感染対策の徹底 + 以下の協力を要請

- ① **ワクチン3回目接種**の加速化
- ② **教育・保育現場**での感染防止対策の強化
- ③ **高齢者施設・障害者施設**での感染抑制・事業継続
- ④ **テレワーク・時差出勤**等の更なる推進

第6波
対策の
4本柱

再拡大防止期間 (3/22-4/10)

▶ **4本柱取組の継続**を基本としながら
教育現場や事業所等に対する要請を**一部緩和**

教育現場	部活動 （練習試合等）に係る緩和
事業所等	出勤者数削減 に係る緩和

▶ **進学・就職、春休み等に伴う人の移動、行事等の増加**で見込まれる**感染リスクの低減**

〔※移動・行事等そのものの自粛要請ではなく、
移動等に伴う**感染防止対策の徹底**を呼びかけ〕

県民への要請内容【県内全域】

3月22日から4月10日まで

【法24条第9項に基づく要請】

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること
- 会食・食事を伴う行事（宅配・テイクアウトによるものを除く）では認証店※¹などの適切な感染対策を講じている飲食店等を利用し、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど「うつさない」「うつらない」行動に努めること

※1：「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店

- 感染リスクの高い行動を控え、日常生活における基本的な感染防止策を徹底すること（ワクチン未接種の方は特に注意すること）【継続】
- 飲食店等を利用する際には、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること【継続】

5人以上のグループであっても、同一テーブル4人以下で会食すれば差し支えない

- 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること【継続】
- 感染不安を感じる無症状の県民は、検査を受検すること【継続】

〔※ 現在の感染状況を考慮し、対象者全員検査の実施等による行動制限の緩和は行わない。〕